

令和8年度 法第6条第2項(変更)									
No.	店舗名称(所在地)	届出日	変更日	変更事項	縦覧・意見受付期間	市町村 意見	住民等 意見	県意見	備考
1	曽根田ショッピングセンター 福島市	R8.5.27	R8.5.28	大規模小売店舗において小売業を行う者の 開店時刻及び閉店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	R8. 7. 17～R8. 11. 17				